

## 倒産失効条項－韓国の場合

キム・ソンヨン（金性龍）\*

### I. 序

契約の一方当事者に、債務超過や支払不能などの倒産手続の開始原因である事実が発生しているか、倒産手続開始の申立て又は手続開始決定があった場合、相手方の意思表示によってもしくはそのような意思表示なしに自動的に、契約が解除又は解約され、当事者の契約上の権利又は義務が変更されるという旨の条項を契約において定める場合がある。発表者である筆者はこれを倒産条項と呼ぶ（注1）。ここでは、その中でも前者のもの、つまり倒産手続開始の申立てがあった場合に契約が解除又は解約されるという条項の効力に対する韓国における議論を整理し、私見とともに（注2）、与えられた仮想の事例を検討してみることとする。

その前に、用語の問題について簡単に説明すると、この発表ではそのような条項を仮想事例の出題者の意向に沿って、「倒産失効条項」と呼ぶ。失効という表現は韓国の民法においてあまり使用されず、その意味も必ずしもはっきりとしているものではないが、概ね民法上の解除と解約を包括する概念として、もしくは典型的な解除又は解約に当たらないものの、実質的にはそれと同一の効果をもた

---

\* Professor, Sungkyunkwan University Law School, Korea

らす行為まで包摂できる概念として、アメリカ法上の「termination」と同じ意味のものと理解できそうである。韓国の大法院は、‘契約の当事者たちの間で、債務者である会社の財産状態が将来悪化することに備えて、支払停止、会社整理手続（注3）の開始の申立て、会社整理手続の開始のように倒産に至るまでの一定の事実がその会社に発生することを当該契約の解約権の発生原因として定めるか、又は当然の解約事由として定める特約’を「倒産解約条項」と呼んでいたが（大法院 2007. 9. 6. 宣告 2005 ダ 38263 判決）、これを契約の解約の場合だけでなく解除の場合まで包括する用語として使用する立場も存在しているようである。しかし、そのような立場は、上記の大法院の判決の定義に妥当するものではないし、一般的な用例からも離れているという点で賛同し難い（注4）。もちろん解約のときに適用される法理であっても、解除又はその他の失効条項においてのそれと異なるわけではないので、このような用語の問題が実践的な意味を持つわけではない。

## II. 判例の立場

韓国の実定法において倒産失効条項に関する規定はない。したがってこの問題は、判例と学説に委ねられているが、公表されている大法院の判決の中で、この問題について判断しているものは上記記載の判決だけである。この判決の事実関係を、ここでの議論に必要な範囲で簡略に紹介する。

A社とB社は共同投資してC社を設立したが、当時締結された共同投資契約には、B社に対して破産手続開始の申立て又は会社整理

手続開始の申立てがあり、その日から 180 日以内に申立てが取消、又は棄却されない場合には、A 社が契約を解約することができ、その解約権を行使した A 社は、B 社が所有している C 社の発行株式の譲渡を請求できるという条項があった。その後、債権者が B 社に対する会社整理手続開始の申立てをして、手続が開始されたので、A 社は、上記のような解約権および株式買取請求権の行使を条件として、B 社所有の C 社株式の引渡しを請求できる停止条件付整理債権（注 5）があることの確認を求める訴えを提起した（もちろんその前に A 社の整理債権申告に対する B 社管財人の異議があった。）。

この事件において原告である A 社の請求が認容されるためには、まず B 社に対する会社整理手続開始の申立てがあったことを理由に、A 社が共同投資契約を解約できるという点が認められなければならない。そのためには、このような共同投資契約上の条項が有効でなければならない。そして大法院はこのような条項を「倒産解約条項」と称し、その有効性に関して次のように判示した

（多少長文になるが、この判示の趣旨をめぐって展開されたその後の議論を理解するためにそのまま引用する。）

倒産解約条項の適用結果が、整理手続開始後整理会社に及ぼす影響とは、当該契約の性質、その内容及び履行の程度、解約の事由として定められている事件の内容など、諸事情によって異なるものである。したがって倒産解約条項を一般的に禁止する法律が存在にしない状況において、このような具体的な事情を度外視し、倒産解約条項はいかなる場合にも会社整理手続の目的と趣旨に反するものとして一律的に無効であると解するのは契約自由の原則を深刻に侵害

する結果になりうるだけでなく、相手方当事者が債権者の立場で、債務者の倒産によって生じる法的不安定に備るために保護されるべき正当な利益を無視する結果にもなりうる。さらに、会社整理法上の管財人は整理手続開始当時に存在する会社財産に対する管理処分権を得るだけであるので、債務者である会社が事前に支払停止などを停止条件として処分した財産については初めからその管理処分権が及ばないという点を鑑みると、倒産解約条項が会社整理法で規定している否認権の対象になるとか、公序良俗に違反するとの理由で効力を否定すべき場合を除いては、倒産解約条項によって、整理手続開始後、整理会社に影響が及ぶ余地があるという事情だけを理由に、その条項を無効とすることができない。

そして、双方未履行双務契約の場合には、契約の履行又は解除の選択権を管財人に与えた会社整理法第 103 条（注 6）の趣旨に照らして、倒産解約条項の効力を無効とみるべきか、あるいは少なくとも整理手続開始以降終了時までの期間の間には倒産解約条項の適用ないしそれによる解約権の行使が制限されるなどと解釈する余地もないわけではない。しかし、会社整理法第 103 条において定められている双務契約とは、双方当事者が相互対等な対価関係にある債務を負担する契約であり、本来的に、双方の債務間において成立・履行・存続上の法律的・経済的牽連性を持っており、お互いに担保として機能することを意味するので、103 条の規定が適用されるには、お互いに対等な対価関係がある契約上の債務の全部または一部が履行されてなければならない。しかし、この事件の場合、倒産解約条項が問題となっている共同投資契約は、二つ以上の当事者が集まり、

相互に出資し、会社を設立・運営することを目的とする契約であり、本質的に組合契約に該当し、契約当事者としては相互出資して会社を設立することで組合構成に関する債務の履行は完了したものであり、契約の定めにより設立された会社に対する議決権の行使、又は取締役会の構成等のために互いに協力すべき義務が残るところ、このような義務は成立・履行・存続上の法律的・経済的牽連性を持ちお互いの担保として機能するものとは言えない。したがって、お互いに対等な対価関係があるとは考え難いので会社整理法 103 条の適用は認められず、また、一般的な財産上の契約と違ってお互いの高度の信頼関係を前提にしているので、一方当事者に支払停止などの事由が発生して会社整理手続が開始され、将来、契約当事者ではない、第三者である管財人が相手方になることが予想される場合には、一方当事者としてこれから起こりうる事態に備えるための正当な利益を持っていると考えるべきであり、したがって、上記のような事由を理由とした倒産解約条項の約定が直ちに無効であると判断することはできない。

それにもかかわらず、この事件において共同投資契約の性質、その内容、履行の程度、解約事由になっている事件の内容など諸事情に照らして、倒産解約条項の適用結果が整理手続開始後の整理会社に実質的にどのような影響を与えたのか綿密に審理せず、共同投資契約の一方当事者である（B 社）に対する会社整理手続開始の申立てがあったことを約定解約権の発生事由としている本件倒産解約条項が、会社整理手続の目的と趣旨に反し、また会社整理法上の管財人の会社財産に関する管理処分権を侵害するものであることを理由

に、無効であると判断した原審には倒産解約条項の効力に関する法理を誤解した違法があるとみるべきである。

以上のように、大法院はこの事件の倒産解約条項を無効であると判断した原審を違法であるとみることで、一応倒産解約条項が有効であると判断したと解することができる。

しかし、この事件の具体的な解決だけではなく（注 7）、我々の関心事である倒産失効条項の効力に関する先例としての意味を考えると、上記の判示は答えより多くの疑問を残しているものであると言える。

何よりこの判示だけでは倒産失効条項の効力の有無を決める決定的な判断基準が何かを把握することが難しい。一応、倒産失効条項が否認権の対象になる場合や公序良俗に反する場合には断定的に無効であるとの趣旨を示しており、実際にそのような場合がありうるのかという疑問はあるが、それが無効になる場合以外に倒産失効条項が確定的に有効になるという結論となることにはならない。判示では「当該契約の性質、その内容、履行の程度、解約事由になっている事件の内容など諸事情」に照らして、「倒産解約条項の適用結果が整理手続開始後の整理会社に実質的に」与える影響を綿密に検討すべきであると判断している。しかし、具体的な内容の説明や適用基準の提示などもなく、ただ諸事情として並べられている抽象的な要素が実質的にどのような意味を持つかは疑問の余地がある。

特に問題となったのは、倒産失効条項を定めている契約がいわゆる双方未履行双務契約（executory contracts）である場合、その契約の無効を主張する側の論拠として上記の判示を援用することが可

能であるかという点だった。大法院は、共同投資契約に従い当事者が出資義務を果たした後は、これを双方未履行双務契約として扱うことができないという点をこの事件において倒産解約条項が無効であると断定できない理由の一つとして挙げているが、それがもし共同投資契約が双方未履行双務契約であった場合、倒産失効条項が無効であるという結論を直ちに導くものではない。判示では、双方未履行双務契約の場合倒産失効条項を「無効とみるべき」であると解する「余地がないわけではない」としているだけである。それでも、少なくとも双方未履行双務契約の場合には倒産失効条項は無効であるとする立場の論者は、上記の大法院の判示が事実上同じ立場を示しているのもであると理解しているように見える。

一方、判示が i) 「契約自由の原則」と「相手方当事者が債権者の立場において、債務者の倒産によって生じる法的不安定に備えるために保護されるべき正当な利益」を一律に倒産失効条項を無効と判断してはならない理由として挙げている点。ii) 「管財人は整理手続開始当時に存在する会社財産に対する管理処分権を得るだけであるので、債務者である会社が事前に支払停止などを停止条件として処分した財産に関しては初めからその管理処分権が及ばない」と判断することで、イギリス法律上の anti-deprivation rule と類似の原則を根拠に倒産失効条項が無効になる余地を遮断しているように見える点、iii) 「契約の履行又は解除の選択権を管財人に与えた会社整理法第 103 条の趣旨」を、双方未履行双務契約において倒産失効条項を無効と判断するための根拠としている点、および、iv) 組合契約である共同投資契約のように、「一般的な財産上の契約とは違って

お互いの高度の信頼関係を前提としているので、一方当事者に支払停止などの事由が発生して会社整理手続が開始され、将来、契約当事者ではない、第三者である管財人が相手方になることが予想される場合には、一方当事者としてこれから起こりうる事態に備える正当な利益を持っている」と解すべき契約については、倒産失効条項を無効とすることは難しいと判断した点などは、その当否は別として、注目すべき部分であると考ええる。

### III. 学説の立場

上記の大法院の判決以降、韓国内で展開された倒産失効条項の効力に関する学説の立場は、主に以下のように分類できる（注8）。

- i) 倒産失効条項は原則的に無効であると判断すべきであるとの立場
- ii) 少なくとも双方未履行双務契約においては倒産失効条項は原則的に無効であると判断すべきであるとの立場
- iii) 契約の性格ないし類型によって倒産失効条項の効力の有無を個別的に判断すべきであるとの立場

しかし、このように抽象的に区別された立場が実際に具体的な事案の判断においてどれ程の違いを見せるのかはまだはっきりしていない。今のところ、双方未履行双務契約においては倒産失効条項を原則的に無効と判断すべきとの主張に対して明示的に反対する見解はないように見える。一方、共同投資契約のような組合契約上の倒産失効条項は有効であるとの上記大法院判決の事例判断についても特に反対する見解はないように見える。

#### IV. 発表者の立場

私見としては、倒産失効条項を原則的に無効とすべきであるとの主張には肯定できる面があると考えます。しかし、その無効主張の根拠を、管財人又は破産管財人に対して選択権を与えている現行倒産法第 119 条又は第 335 条の趣旨から求めるといふ試みには同意し難い。発表の主題から外れるのでここで詳しく議論しないが、管財人等の選択権は本来民法上契約当事者なら誰でも持っている権限を少し変容したものである。したがって、それを倒産法において特別に創設された権利であると理解すること自体間違いであるが、さらに、この権利を認めた目的が倒産した債務者や債権者などの請求権者一般の利益を特別に保護するところにあると理解することは不適切ともいえる。倒産失効条項は保護されるべき利益を犠牲にして契約の相手方の利益を優先する効果を持つものであるので、このような理解では、結局この効果を認めてはならないとの結論に至ることになる。しかし、契約の両当事者の中で、一方が倒産したことを理由に、その一方の利益が、当事者間の事前的（ex ante）合意の効力を無効化してまで、事後的（ex post）に保護されるべきであるとの主張がどうして正当化できるかに関しては個人的に疑問を持っている。要するに、倒産失効条項のような事前的合意の効力を、ただそれが事後的に一方当事者に不利益な結果をもたらす恐れがあるとの理由だけで否定することは、少なくとも、事前的な合意をした当時において当事者がそのような将来の不利益の可能性を適切に考慮して取引条件を設定していると期待される限りでは妥当ではない。

倒産失効条項の効力を否定するような法的介入を正当化できる根拠は、この条項を契約に入れることで、契約当事者が将来倒産状態に陥る場合、その債権者（debt holders）が負担すべき損失を増加させるが、代わりに、当事者本人又はその持分権者（equity holders）が享有できる利益を増加させるという危険移転（risk shifting）が発生する点にある。契約当事者である債権者は一般的に取引条件の設定に関与するのが難しいのでそのような危険移転による補償も受取ることができない外部効果（externality）が発生する可能性がある。もちろん債権者は最初の投資の時点において、そのような危険を考慮し要求収益率（required rate of return）を上げようとするはずだが、それによって社会的に望ましい事業への資金調達ができなくなる社会的非効率（social inefficiency）が発生する恐れもある。一方、持分権者が将来に締結する契約には倒産失効条項を入れないという約束（commitment）を提供することで資本費用（cost of capital）を減少させようとしても、倒産失効条項の効力が法律によって否定されない限りその約束の信頼性の確保するのは難しいと思われる。

無論、倒産失効条項を否定することで得られる肯定的な側面があるということだけで、その効力を否定することが正当化されるわけではない（注 9）。上記の大法院の判決においても適示されているように、「相手方当事者が債権者の立場において、債務者の倒産によって生じる法的不安定に備えるために保護すべき正当な利益」も確かに考慮されるべきものであるからである。それでも、少なくとも双方未履行双務契約においては倒産失効条項に依存せずとも、そ

の利益が倒産手続において適切に保護できると解する余地はある。現行倒産法第 119 条又は第 335 条によると管財人等は「債務者の債務を履行し、相手方の債務履行を請求できる」。ここで使われている債務者の債務を「履行」という表現は、債務者の債務を相手方の債務より先履行するか、せめて同時履行しなければならないということの意味している。この理は本来契約の相手方の債務が先履行されるべきときにも変わらない。つまり、双方未履行双務契約とは、韓国民法上の不安の抗弁権（第 536 条第 2 項）に当たるものであり、現行倒産法は、相手方に強行法的に同時履行の抗弁権を認めることにより相手方の利益を相当程度保護している。それならあえて倒産失効条項の効力を認めてまで追加的な保護を与えるべき相手方の利益は一般的にはないと考える。

このような観点から考えると、まだ貸主が金銭を借主に引渡していない状態の金銭消費貸借契約の場合、形式的・論理的には双方未履行双務契約に該当するとしても、このような場合まで倒産失効条項の効力を否定し借主の倒産にも関わらず貸主が金銭を貸与する義務を依然として負担していると解することは妥当ではないという通説的見解も理解できる。金銭消費貸借契約の場合、その本質上、借主の管財人等が借主の債務を履行し、貸主の債務履行を請求するという場面は想定できない。したがって、相手方である貸主の利益を倒産失効条項によって保護する必要性は認められる（注 10）。

また、上記の大法院判決の事案のような組合契約においても倒産失効条項の効力を認める必要性があると考えられる。組合員間の債務は、典型的な売買契約においての買主と売主間の債務のように、同時履

行関係が成立する性質のものではなく（注 11）、したがって、強行法的に同時履行の抗弁権を認めても、倒産手続に入った組合員との関係において、ほかの組合員の利益を保護することはできないからである（注 12）。

さらに、典型的な双方未履行双務契約であるとしても、ただ強行法的に同時履行の抗弁権を認めるだけでは相手方の利益が適切に保護できない場合も考えられる。たとえば、請負契約において、注文者に対する倒産手続が開始された場合、注文者が報酬を支払うまで完成された目的物の引渡を拒絶することを認めるだけでは、請負人の利益は十分に保護できない。なぜなら、注文者が報酬を支払うことができなかった場合、その目的物がいわゆる汎用性を持つものでなければそれを他に処分しても既に投入した費用を回収することは難しいからである（注 13）。

反面、同じ請負契約であるとしても、仮想事例の事案のように、請負人に対して倒産手続が開始された場合は、相手方である注文者の利益を保護するために倒産失効条項を認める必要はないと考えられる。なぜなら、請負人が目的物を完成して引渡すまで注文者は報酬を支払う必要がなく、金銭は特定性がないので汎用性の問題は生じないからである。

しかし、私見としては、上記大法院判決において問題となった「相手方の利益」は同時履行の抗弁権を認めるだけでは適切に保護できないと考える。同時履行の抗弁権は、債務者の倒産によって反対給付を受けることが難しくなる恐れがあるにも関わらず自分の債務を履行しなければならない場合、それによる損失から相手方を保

護するためには効果的であるが、債務者の債務不履行による相手方の損失を防ぐにはあまり効果的ではないからである。たとえば、請負契約において、請負人が目的物を完成し引渡す義務を果たせない危険は、請負人が倒産する場合増加するので、その場合注文者がそれによる損失の発生及び拡大を未然に防ぐために、倒産失効条項を請負契約に定めることが不当であると評価することは難しいと考える。結局、倒産失効条項の効力を一般的に否定できる法理を確立するためには、立法論的に、債務者の管財人等が双方未履行双務契約の履行を選択する場合、相手方の利益を保護するための保護手段を現行法より強化する作業が必要であると考え（注14）。

## V. 仮想事例の検討

ここまでの議論に基づいて仮想事例を検討してみる。議論の便宜のために出題者の質問に対して逆順で答えることにする。

### 1. 質問3 一回生手続開始決定以降の解除

韓国の支配的な見解によると、仮想事例において、B に対する回生手続開始の決定がなされた後、B に対する回生手続開始の申立てがあったことを理由に、C が倒産失効条項で船舶建造契約を解除（注15）することは、その効力が認められない。私見としては、現行法下においてこのように処理することは疑問の余地があると考え、**「船舶の建造が会社の不渡りにより一時中断されたが、開始決定以降船舶建造を再開すれば引渡期日を守ることは問題ない」と**

いう仮想事例の仮定が客観的に正当であると認めらるなら、具体的な事案の解決としては支配的な見解に同意できる。

## 2. 質問2 一回生手続開始の申立て以降、開始決定の以前の解除

この質問において、追加的な争点は、倒産失効条項による解除権の行使が倒産手続開始前になされた場合にもその解除の効力を倒産手続の中で、事後的に、遡及して否定することができるかという点である。これに関して韓国では十分に議論されていないが、少なくともこの質問のように、回生手続開始の申立て以降倒産失効条項による解除権が行使された場合にはその効力を否定すべきであるとの見解が存在している。私見としても、倒産手続開始決定以降なされた倒産失効条項による解除権の行使が無効であれば、その申立て以降なされた解除権の行使も（もちろん開始決定を条件として）遡及的に無効であると解すべきであると考え。もっとも、このように解しないと前者の解除権を無効とする趣旨が後者の解除権行使によって簡単に潜脱される。

## 3. 質問1 一不渡り以降、回生手続開始の申立て以前の解除

この質問において追加的な争点は以下の二つであると考え。第一に、仮想事例における「不渡り」の意味との関係で、これを解除又は解約の事由と定めている条項が倒産失効条項に該当するかという点が検討されるべきである。第二に、質問2に関する検討の延長線上の問題として、倒産手続開始の申立てよりも以前に倒産失効条項による解除権の行使がなされた場合にも、その解除の効力を、倒産

手続の中で、事後的に、遡及して否定することができるかという点を検討すべきである。

第一の争点について検討すると、韓国において広い意味の「不渡り」とは債務者が振出した手形又は小切手の支払拒絶を意味するが、狭い意味では債務者が「当座取引停止処分（銀行取引停止処分）」を受けたことを意味する。仮想事例ではこの点について明確にしているが、文脈上狭い意味で「不渡り」という表現を使っていると判断できる。大法院は、「債務者が手形を振出した後、銀行や手形交換所から当座取引停止処分を受けたときには特別な事情がない限り支払停止状態であるとみるべきである」と判示（大法院 2002. 11. 08. 宣告 2002 다후 28746 判決）している。また、現行倒産法上支払停止は支払不能であると推定され、支払不能は倒産手続開始原因の一つとなっている。したがって、狭い意味の「不渡り」を解除又は解約事由として定めている条項は倒産失効条項に該当すると考えられる。

第二の争点について検討する。まず、倒産手続開始の申立て時点を基準として、それ以降の解除権の行使は無効としながらそれ以前の解除権の行使は有効であると解すると、質問 2 で既に検討したに倒産失効条項の無効の趣旨が潜脱される恐れがある。しかし「取引の安全」という観点からみると、倒産手続開始の申立て時を基準に、それ以前と以降で解除権の行使の効力を別に考える必要性が認められる。この点、倒産手続開始の申立てがあった場合は倒産失効条項による解除権の行使の効力の有無を所定の期間内に確定することができる。これに対して、申立て以前に解除権が行使された場合、そ

の後必ずしも、そしてすぐに、倒産手続開始の申立てがなされるわけではない。したがって、その後倒産手続が開始されてようやく解除権の行使の効力が無効になるとすれば、その効力の有無が相当期間流動的な状態に置かれる危険が生じる。私見としては、いわゆる危機時になされた偏頗行為の否認に関して一定の時期的制約が設けられているように、倒産手続開始申立て前の一定の期間を画一的に定め、その期間以前になされた解除権の行使は無効にならないとすることが倒産失効条項を無効と解する趣旨と取引の安全との間の均衡を保つための方策になるのではないかと考える（またこのような処理をすることで、倒産失効条項を無効化させるために債務者による倒産手続開始申立てが促進されるという付随的な効果も得られると考える。）

（注1）より広い意味では、まだ倒産手続開始の原因にまでは至らない債務者の財務状態のネガティブな変化などを事由としているのも倒産条項に含まれるが、この発表においては議論しないこととする。

（注2）後者の代表的な例としては、倒産手続開始申立て等を債務者の期限の利益の喪失事由と定める条項などが考えられる。また、いわゆる“flip clause”もこれに該当する。この点もここでは議論しないこととする。

（注3）韓国の現行倒産法である「債務者回生及び破産に関する法律」の施行によって廃止された「会社整理法」上の手続であり、現行倒産法上の回生手続に当たるものである。

（注4）両者を包括する用語として「倒産解除条項」という用語を使用する場合もあるが、これは一般的な用例には附合していると言える。

（注5）廃止された会社整理法上の用語で、現行倒産法上の回生債権に当たるものである。

（注6）現行倒産法第119条に当たる条文である。

（注7）この発表の主題とは距離があるが、興味深いところは、大法院は判決において倒産解約条項の効力をいったん認めた上で、原告の請求を棄却した原審の判断は結果的に正当であると判断し、原告の上告を棄却している点である。その理由は、原告であるA社が将来において解約権及び株式買取請求権を行使すると、A社とB社の間に株式売買契約が締結される効果が発生することになり、この契約は厳密に言うと双方未履行双務契約ではないが、その処理において関連規定が類推適用されるべきであるからであるとしている。しかし、この考え方によると、B社の管理人が契約の履行を選択する場合A社の株式引渡請求権は共益債権となり、解除を選択する場合はA社の請求権は消滅するはずなので、A社の請求権が整理債権になることはない。

（注8）詳細は、金孝宣、「倒産失効条項に関する比較法的分析」、梨花女子大学博士学位請求論文（2014）、186－192頁参照。

（注9）危険移転行為は、持分権者と債権者という権利の順位を異にする複数の請求権者が存在する場合必然的に発生するものであるが、その行為の効力がすべての場合において否定されるものではないという点にも注意する必要がある。

（注 10）民法第 599 条の「貸主が目的物を借主に引渡す前に当事者の一方が破産宣告を受けたときには消費貸借はその効力を失う」という規定の趣旨も同じ観点から理解できる。

（注 11）上記の大法院の判決において、「成立・履行・存続上の法律的・経済的牽連性を持ちお互いの担保として機能するものとは言えない」と判断したものと同じ趣旨によるものである。

（注 12）民法第 717 条第 2 号が組合員の破産を非任意脱退事由として定めている趣旨も同じ観点から理解できる。

（注 13）民法第 674 条第 1 項の「注文者が破産宣告を受けたときには、請負人又は破産管財人は契約を解除できる」という規定の趣旨も同じ観点から理解できる。

（注 14）これに関しては、アメリカ破産法 § 365(b)(1) の “adequate assurance” の概念を導入するも検討の価値はあると考える。

（注 15）仮想事例では「解約」という表現を使っているが、船舶建造契約はその性格上「解除」に当たる。

以上。